



標準委員会運営細則

平成 28 年 6 月 15 日 第 65 回標準委員会改定

(目的)

第 1 条 本細則は、標準委員会（以下、「委員会」という）の運営に関する事項を定める。

(委員会の任務)

第 2 条 標準委員会は以下の任務を果たす。なおこれに関連して、標準委員会がおこなう標準策定活動、専門部会および分科会の役割、任務に関する解説を末尾の付録に記載する。

1 標準制定に関する任務

- (1) 原子力関連施設・機器に関する規格基準などの標準（以下、「標準」という）の制定に関する基本方針を策定する。
- (2) 基本方針にしたがい標準の制定、改定（追補版発行を含む、以下同じ）、廃止をおこなう。
- (3) 本会発行の標準の運営と監督をおこなう。
- (4) 海外、および国内の規格基準など標準類との整合性を検討する。
- (5) 標準策定に関連する技術活動に取り組み、成果を技術資料として標準に準ずる図書として発行し、普及する。

2 対外に関する任務

- (1) 標準の発行による社会への影響等、政策的な面について審議する。
- (2) 標準に関する関係団体との調整をおこなう。
- (3) 発行した標準に関し、関係官庁等の組織に学会として説明する。
- (4) 一般公衆に、制定した標準の意義、重要性を説明する。
- (5) 国内外の標準に関する政策および動向を調査する。

3 組織に関する任務

- (1) 標準の制定、改定、廃止の原案を作成する専門部会を設置・改組・廃止する。
- (2) 以下の事項に関する専門部会の提案を審議し、採否を判断し、承認する。また、必要に応じ、これらに関して当該専門部会に指導助言をおこなう。
 - a. 専門部会の人事・組織
 - b. 専門部会の運営
 - c. その他、必要と判断された事項
- (3) 委員会の運営を円滑におこなうために標準活動基本戦略タスク、およびタスクグループ等を設置する。

4 その他

上記のほか、委員会が必要と判断した事項および専門部会が、委員会に審議を求めた事項について審議する。また、専門部会および分科会の委員が、委員会に直接審議を求めた事項について審議する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、幹事1名(以下、「役員」という)および専門部会の部会長を含む委員30名程度で構成される。委員(専門部会の部会長を含む)は以下の7業種のうち、最低5業種が含まれ、かつ同一業種から選出される委員数は3分の1以下を目安とする。なお、複数の業種に属する委員の業種は主業種に分類するものとする。また、部会長以外の委員は下部組織である専門部会、分科会・作業会等の委員と重複することはできない。ただし、委員会にて承認された場合はこの限りではない。

- a. 学識経験者
- b. 学術研究機関
- c. 製造業
- d. エンジニアリング会社等
- e. 電力事業等
- f. 関係官庁等
- g. 非営利団体、保険業、その他

(委員および常時参加者)

第4条

1 委員の選任・退任・解任

- (1) 委員は委員会が選任し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、技術、総務、管理の経験等委員会の活動に貢献できる経験・知識を持つ者であること。なお、同一組織から複数の委員を選任しない。ただし、同一組織であっても専門分野が違う場合は、委員会の了承のもと、選任を認めることができる。
- (3) 委員は会員であることを原則とするが、非会員に委員を委嘱することを妨げない。なお、委員の国籍は問わない。
- (4) 委員は任期中、本人の意思により退任することができる。
- (5) 委員は転職、退職などにより業種に変更が生じた場合、委員長に通知するとともに、委員を継続するかどうかを申し出なければならない。委員を継続する申し出があった場合、委員長は委員会の承認を求めなければならない。
- (6) 委員の行為が以下の各項に該当する場合、委員会の決議に基づき、当該委員の解任を理事会へ申し出ることができる。解任の対象となる委員は理事会で反論できる。
 - a. 委員会活動の公平性、公正性、公開性に著しく反する行為をおこなった場合
 - b. 委員会活動に著しい損害を与えた場合
 - c. 委員会への参加等委員会活動への貢献についての毎年1回行なわれる評価において貢献度が低く、改善が見られないと判断された場合

2 委員の任期

任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、専門部会部会長として選任された委員の任期は、専門部会部会長の任期とする。

3 委員の代理者

委員はやむを得ず委員会を欠席する場合、代理を指名することができる。代理者は出席した委員会に限り委員と同じ権利を有する。なお、代理者が継続して委員会に出席する場合は委員会の承認を必要とする。

4 常時参加者

委員会の審議に参加を希望する者や団体は、同一業種、同一組織からの参加が過大にならない範囲で、委員会の承認を得て常時参加者として登録することができる。ただし、常時参加者は議決権を有しない。

(役員ならびにフェロー委員)

第 5 条

1 委員長

- (1) 委員長は、委員会の選任に基づき理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 委員長は委員の互選により選出する。委員会は委員長選任のため、出席委員による無記名投票をおこない、投票総数の過半数を得た者を委員長に選任する。過半数を得た者がいない場合は上位 2 名について決選投票をおこない、多数の得票者を委員長に選任する。得票が同数の場合は抽選による。
- (3) 委員長の任期は 2 年とし、再任は 4 回までとする。ただし、委員長は、委員長の任期が満了した場合においても新たに委員長が委嘱されるまでは、引き続き在任する。
- (4) 委員長は委員会を総理し、委員会の任務達成に務める。

2 副委員長

- (1) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- (2) 副委員長の任期は委員長に準ずる。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員会の任務達成に務める。委員長に支障がある場合、その職務を代行する。

3 幹事

- (1) 幹事は、委員長と副委員長が協議して委員の中から指名する。
- (2) 幹事の任期は委員長に準ずる。
- (3) 幹事は、委員長、副委員長の指示のもと、委員長を補佐し、委員会運営事務をおこなう。なお、委員長、副委員長がともに支障ある場合において委員長を代行する。
- (4) 標準活動基本戦略タスクの主査は、幹事補佐として委員長、副委員長および幹事を補佐し委員会に参加する。幹事補佐は、投票による議決権を除き、委員と同じ権利を有する

4 フェロー委員

- (1) 委員会は、退任した委員の中から、以下のいずれかの条件を満足する者をフェロー委員に任命できる。
 - a. 委員長経験者、あるいは5年以上の委員経験者
 - b. 投票において、投票数の9割以上の賛成票取得者
- (2) フェロー委員は投票による議決権を除き、委員と同じ権利を有する。

(標準活動基本戦略タスクおよびタスクグループ等)

第6条

1 標準活動基本戦略タスク

- (1) 標準活動基本戦略タスクは、委員会の運営に関係する重要事項を審議し、委員会に報告することを任務とする。
- (2) 標準活動基本戦略タスクは、主査、主査代理、幹事、および委員により構成される。(詳細は別途運営要領により定める)

2 タスクグループ等

- (1) タスクグループ等は特定の議題に関する論点整理を任務とする。
- (2) タスクグループ等の構成員および主査は、委員長と副委員長が任務内容に基づき協議して選任する。なお、構成員および主査を委員以外から選任することを妨げない。

(原案作成下部組織)

第7条 専門部会は標準原案(以下、「原案」という)の作成のため、分科会を組織する。分科会は、必要に応じて作業会を組織して、原案の作成にあたる。

- 2 原案は、専門部会の承認を得て委員会に提案される。原案が委員会で否決された場合には、専門部会へ差し戻される。

(委員会の開催)

第8条 委員会は公開で、原則として年4回定期的に開催する。

- 2 委員長は、議案に応じて、臨時に委員会を開催することができる。
- 3 委員会を開催する場合、委員長は、開催日時、会場、議題を1ヶ月以上前に委員に通知する。また、必要に応じて、説明資料を事前に配布する。
- 4 委員長は、委員会の開催日時、会場、議題を1ヶ月以上前に公表し、オブザーバの参加を認める。

(審議および決議)

第9条

1 審議

- (1) 委員は議案を提出することができる。
- (2) 委員長は、議案が委員の任免等人事に関する項目で、公開で審議することが適切でないと

判断した場合、当該議案に限り議決権（挙手）を有しない参加者に退席を求めることができる。

- (3) オブザーバは、委員長の許可のもと発言することができる。なお、委員長は、オブザーバの発言が委員会の運営に支障があると判断した場合は退席を求めることができる。
- (4) 委員長は、委員会を開催したときは、審議内容の要点を採録した議事録を作成し、次回会で承認を得るものとする。

2 決議

- (1) 委員会は、議決権（挙手）を有する委員等（委員、委員の代理者、フェロー委員）総数の3分の2以上の出席で成立する。
- (2) 委員長は、議案について十分な審議が行われたと認めた時は、議決権（挙手）を有する委員等の過半数の了解を得て決議をおこなうものとする。
- (3) 決議は挙手または投票による。ただし、以下の議案の決議は投票によらねばならない。
 - a. 標準の制定、改定、廃止
ただし、投票可決後の発行手続き（編集上の修正等軽微な変更も含む）の決議は除く。
 - b. 本細則の制定、改正、廃止。
ただし、委員長からの提案により、挙手により決議が承認された事項は除く。
 - c. その他委員長が必要と認めたもの
なお、議決権は、1人1議決とし、代理者指定等による複数議決権は認めない。
- (4) 挙手による決議をおこなう場合、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員数の3分の2以上の賛成をもって可決とする。
- (5) 投票による決議は以下の条件、手順により行われるものとする。
 - a. 委員総数の5分の4以上の投票をもって当該議案の投票が成立するものとする。
 - b. 投票は原則電子投票で行い、委員は賛成、意見付き反対または意見付き保留により意思表示をおこなう。用紙による投票を希望する委員は、投票用紙の郵送を事務局に連絡することとする。なお、用紙による投票の扱いは、電子投票に準じることとする。
 - c. 投票の締め切りは原則として電子投票開始後（投票用紙の発送後）30日とするが、内容により委員長の判断で15日から60日までの範囲で変更できる。
 - d. 投票の結果、意見付き反対票がなく、賛成票が投票総数の3分の2以上の場合、可決とする。3分の2以上の賛成票が得られない場合は、その処置を委員会で審議する。
 - e. 投票の結果、意見付き反対があった場合は、たとえ3分の2以上の賛成があっても当該議案を可決とせず、反対意見を委員全員および提案者に送付する。提案者は反対意見への対応を各委員へ送付する。これに対して標準案の変更なく反対意見が解消された場合、当該議案は可決とする。
 - f. 上記eの対応によって反対意見が解消されない場合、委員会は挙手による決議に基づき再び当該議案について2週間の期限付きで投票をおこない、投票総数の3分の2以上の賛成票をもって当該議案を可決とする。
 - g. 委員長は、投票の結果を書面により、すみやかに委員全員に通知しなければならない。

3 審議結果の公知（公衆審査）

- (1) 委員会は、標準の制定、改定、廃止の決議を行った場合、3ヶ月以内にその内容を文書などにより公表し、原則としてその日から2ヶ月間、一般公衆の意見を聴取しなければならない。ただし、改定の場合等、内容により委員長の判断で1ヶ月まで短縮できる。
- (2) 一般公衆から意見があった場合、委員会はこれを審議し、審議結果を公表しなければならない。ただし、その審議結果に対する公衆からの意見聴取はおこなわない。

（記録の保管）

第10条 標準制定に関する審議内容および制定にかかわるバックデータなどの記録類は、別途定める規定にしたがい、標準委員会事務局で保管する。

（標準作成の公知）

第11条 標準制定にあたっては、WTO/TBT協定（世界貿易機関／貿易と技術的障害に関する協定）に基づき通報と公表に努める。

（運営費）

第12条 委員会の標準制定に係わる運営は標準委員会が委員長の下、独立して実施する。委員会の経営に係わる活動、すなわち出版、運営経費の予算・決算など経営に係わる諸活動は、標準委員会委員長が参画する学会内に設けた運営組織にゆだねる。細目は別途定める。

（事務局）

第13条 委員会の事務は、本会の規程にしたがい、標準委員会事務局がおこなう。

（細則の改定）

第14条 本細則の改定は委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成12年6月22日 第424回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

- ① 平成13年9月10日 書面投票 SC01-01 により改定
- ② 平成15年8月31日 書面投票 SC03-02 により改定
- ③ 平成17年2月13日 書面投票 SC04-04 により改定
- ④ 平成18年1月11日 書面投票 SC05-07 により改定
- ⑤ 平成19年3月20日 第27回標準委員会改定
- ⑥ 平成20年7月22日 第32回標準委員会改定
- ⑦ 平成21年6月9日 第37回標準委員会改定
- ⑧ 平成27年3月13日 第60回標準委員会改定
- ⑨ 平成28年6月15日 第65回標準委員会改定、平成28年7月28日 第2回理事会報

告

附則 （平成 13 年 9 月 10 日）

第 1 条 〔専門部会の新設に伴う委員の選定〕

- (1) 委員会は、新たに設置した専門部会の委員候補を選定する。
- (2) 委員会は、委員の投票により専門部会委員の選任を行い、併せてその結果についての承認をおこなう。

第 2 条 〔部会委員の承認〕

2 条 3 項 (2) b. の規定に基づく専門部会で選任された部会委員の承認は、第 9 条の規定に係わらず委員会を開催せずに、委員長が電子メールあるいはこれに準じた手段で委員に賛否の意思表示を求めることによりおこなうことができる。この場合、承認は委員総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立するものとする。

付録（平成 22 年 12 月 12 日，平成 27 年 3 月 13 日）

（注）本付録は細則に記載した事項，ならびにこれらに関連する事柄を説明するものであり，細則の一部ではない。付録の訂正・改定は投票にはよらない。

標準の策定作業をおこなうために，リスク専門部会，システム安全専門部会，原子燃料サイクル専門部会，基盤応用・廃炉技術専門部会を設置する。

リスク専門部会は，リスクおよびリスク情報に関わる分野の標準を一元的に管理する。システム安全専門部会は，原子力発電所のシステムおよび安全に関わる分野の標準を一元的に管理する。原子燃料サイクル専門部会は，転換・加工・再処理などの原子燃料施設および廃棄物施設などのバックエンド分野に関わる標準を担当する。基盤応用・廃炉技術専門部会は，放射線管理一般および原子力に関連する解析技術とそのコードに関わる分野の標準を一元的に管理するとともに，原子炉等の廃止措置および福島第一原子力発電所の廃炉に関わる手順，廃止措置，処理処分，周辺の環境の安全確保に関わる標準の策定に取り組む。

各専門部会は，標準原案を作成する分科会を設置するものとする。

以下に，標準委員会および傘下の専門部会，分科会の活動の概要と役割分担を示す。

第 1 項 〔標準策定活動〕

1. 活動の要点

標準委員会では以下の活動を中心に，推進して行く。

1) 原子力発電の安全確保のための標準化

原子力安全に関する最適な標準体系の構築がまず必要である。これを念頭にコンセンサスを得た標準化ロードマップを策定し，それにしたがって標準策定を進めて行く。

2) 標準の基礎となる研究・開発の推進

標準化には，確固とした裏づけとなる，信頼できるデータベースが必要である。標準ニーズを反映したコンセンサスを得た研究開発ロードマップを策定し，標準化に必要なデータベースの構築のための研究開発を推進する。

3) 標準策定活動の活性化

原子力安全を基点とする学会標準の体系化や標準策定活動，また ISO など国際標準への提案活動，など標準委員会には大きな期待がかけられている。学会員，ステークホルダーの積極的参加，人材育成などの仕組み作りを進め，標準化活動の更なる活性化を進める。

2. 標準策定活動についての取組み

原子力学会 標準委員会は，国，産業界，学界の各ステークホルダーに対して，下記の推進を提案している。

わが国として原子力関連の“原子力安全”を基点とする体系化された規格・基準など標準の策定を推進し，国際標準に提案していく。その上で，標準の体系化に沿った標準開発のための原子力の安全に関する研究を推進する。また新規設備開発においても標準策定を念頭に置いた研究開発として，それを推進することを提言する。

1) 安全規制における基準体系の整理

安全審査にかかわる安全規制基準体系の、性能規定化に基づく体系の整理と見直しをおこなう。官・産・学それぞれと学会の役割を明確にし、コンセンサスに基づき新たな体系を構築する。

2) 標準の基礎となる研究・開発成果の標準化、基準化への取組

研究開発のロードマップへの標準策定のニーズを反映し、ロードマップにしたがった研究開発を支援するとともに、研究成果、開発成果を吟味し、標準として基準として遅滞なく、適切に反映する。

3) 原子力発電など設備の新たな開発における規格・基準などの標準開発の推進

新型炉や保全の高度化および廃棄物処理処分および福島第一の廃炉に関する標準化などの新規の原子力設備の研究開発と同時に、また作業の進展に遅れることなく、標準策定活動に積極的に取り組む。

4) 標準化活動の国際化への対応

原子力分野での国際的視野に立った活動として I A E A を始め、I S O、A S M E、A N S と積極的に連携を進める。特に、I S O の活動に関しては、原子力学会が T C 8 5 (原子力分野) の国内委員会の責任事務局を担うことから、活動に積極的に支援をおこなう。

第 2 項 [専門部会および分科会の任務、役割]

別途(部会運営通則において)定めるが、以下に専門部会および分科会の任務、役割を示す。

1. 専門部会の役割

指定された技術の専門分野の標準制定に係わる役割として以下を定める。

1) 標準制定に関わる任務

- (1) 原子力学会標準の策定方針案を策定する。
- (2) 標準委員会にて認定された基本方針および策定方針にしたがい、標準の制定、改定、廃止の原案の策定に責任を持つ。
- (3) 標準原案策定のための諸活動の運営および監督をおこなう。
- (4) 海外、および国内の当該分野における規格基準など標準類との整合性を検討する。

2) 対外に関わる任務

- (1) 標準委員会からの要請により、本委員会に関係する標準の技術的な内容を、関係官庁等の組織に対して説明する役割を持つ。
- (2) 一般公衆に対して制定した学会標準の技術的内容を説明する。

3) 組織に関わる任務

- (1) 標準の制定、改定、廃止の原案策定のため、分科会および相当する組織を設置、改組、廃止する。
- (2) 分科会等の提案の人事、組織案およびそれに関する規約の提案および必要と判断された事項について審議を行い、その採否を判断し、承認する。また必要により、分科会への指導、助言をおこなう。
- (3) 委員会の運営を円滑におこなうために幹事会、および必要に応じてタスクグループを設置することができる。

4) その他

上記のほか委員会が必要と判断した事項について審議する。

2. 分科会の役割

指定された技術の専門分野の標準制定に係わる役割として以下を定める。

1) 標準制定に関わる任務

- (1) 原子力学会標準の策定方針案を検討し提案する。
- (2) 標準委員会にて認定された基本方針および策定方針にしたがい、標準の制定、改定、廃止の原案を検討し提案する。
- (3) 標準原案検討のための諸活動の運営および監督をおこなう。
- (4) 海外、および国内の規格基準など標準類との整合性を検討する。

2) 対外に関わる任務

- (1) 標準委員会および専門部会からの要請により、本委員会に関係する標準の技術的な内容を、関係官庁等の組織に対して説明する役割を専門部会とともに分担する。
- (2) 一般公衆に対して制定した学会標準の技術的内容を説明する役割を分担する。

3) 組織に関わる任務

- (1) 標準の制定、改定、廃止の原案検討のため、作業会および相当する組織を設置、改組、廃止する。
- (2) 作業会等の提案の人事、組織案およびそれに関する規約の提案および必要と判断された事項について審議を行い、その採否を判断し、承認する。また必要により、作業会への指導、助言をおこなう。
- (3) 委員の運営を円滑におこなうために幹事会、および必要に応じてタスクグループを設置することができる。

4) その他

上記のほか委員会が必要と判断した事項について審議する。

第3項 〔専門部会の担当分野〕

4 専門部会の担当分野を下記に示す。

1. リスク専門部会

リスク情報活用の為の考え方、各原子力施設におけるPRA (Probabilistic Risk Assessment) の手法およびそれから得られるリスク情報を各分野に於いて活用する為の具体的方法を中心に標準の整備をおこなう。

2. システム安全専門部会

原子力施設の安全設計や運転・運用における安全確保に係わる考え方、その手段および方法を中心に標準の整備をおこなう。炉心・燃料および発電所全体の設備の安全に係わる事項を扱う。

3. 基盤応用・廃炉技術専門部会

原子力の共通基盤事項、例として放射線・放射能、熱流動などに係る測定、解析、評価とい

った技術ならびにそれらの応用に関する事項を扱い、標準の整備をおこなう。また運用後の原子炉等の廃止措置、更に、福島第一原子力発電所の廃炉技術、廃止措置および周辺の原子力安全にかかわる標準の整備をおこなう。

4. 原子燃料サイクル専門部会

原子燃料サイクル施設、燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、および廃棄物処理処分施設と核物質の輸送に供する設備などに係わる事項およびそれらの施設に特有の安全設計や運用、放射性物質の取り扱いの標準の整備をおこなう。

以 上